

京王観光がおすすめします！

「コロナ変更費用補償サービス」のご案内



「コロナ変更費用補償サービス」：旅行前の旅行予約者の感染による旅行中止時に見舞金をお支払い。または感染により旅行を中途離脱時に見舞金をお支払い。

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の補償をするサービスについてのご案内です。当該商品およびサービスを通じて「旅行される」または「計画中の」お客様の感染リスクに対する不安解消に少しでも役に立てればと思い、ご案内します。

●Point 1 → 旅行出発前の旅行予約者の新型コロナウイルス感染で、同行予約者を含めて旅行を一部参加者あるいは全て中止判断することになってしまった場合にお見舞金をお支払い（見舞金サービス）



●Point 2 → ご旅行中に新型コロナウイルス感染で、同行予約者を含めて旅行を中途離脱することになってしまった場合にお見舞金をお支払い（見舞金サービス）



Point 1 旅行前のキャンセル時の見舞金支払い

旅行出発前（10日前以降）の旅行予約者の新型コロナウイルス感染症発症で、同行予約者を含めて旅行を一部参加者あるいは全て中止判断することになってしまった場合に見舞金をお支払いします。

*見舞金：最大3万円（ただし、取消料を限度とする）

※旅行者の内半数以上が不参加となる場合は上記の50%分の見舞金となります。

*サービス料：人数によって異なります（別表）

Point 2 旅行中の中途離脱時の見舞金支払い

旅行中に新型コロナウイルス感染症発症で、同行予約者を含めて旅行を中途離脱することになってしまった場合に見舞金をお支払いします。

旅行行程中の感染確認あるいは感染の疑いで病院等に出向き間もなく感染が確認された場合対象

*見舞金：最大3万円（ただし、未経過旅行代金を限度とする）

※旅行者の内半数以上が不参加となる場合は上記の50%分の見舞金となります

*サービス料：人数によって異なります（別表）

※未経過旅行代金の算出方法：旅行代金÷旅行日数×旅行未経過日数

例 3泊4日、4万円の旅行で2日目に体調を崩し離脱、その後新型コロナウイルス陽性が判明した場合
⇒ 4万円÷4×2=2万円の見舞金をお支払い（旅行者の半数以上が離脱する場合は1万円）

別表

参加人数	1名あたりサービス料
5名以下	260円
6名以上50名以下	270円
51名以上100名以下	440円
101名以上200名以下	620円
201名以上300名以下	930円
301名以上	1,160円

サービス規定

京王観光株式会社(以下、「当社」といいます。)は、コロナ変更費用補償サービス(以下、「本サービス」といいます。)につき、以下のコロナ変更費用補償サービス規定(以下、「本規定」といいます。)を定めるものとします。

第1条(総則)

当社を通じて企画旅行にお申込みいただいたお客様が旅行参加前および旅行行程中に新型コロナウイルス感染症へ感染、もしくは同行予約者が感染し、旅行の参加取り止めもしくは旅行を中断した場合、本規定に従い見舞金をお支払いします。本規定は2020年11月20日を適用開始日とします。

第2条(サービス料)

当サービスのサービス料は旅行参加人数によって異なり、以下のとおり定めます。

参加人数	1名あたりサービス料
5名以下	260円
50名以下	270円
51名以上100名以下	440円
101名以上200名以下	620円
201名以上300名以下	930円
301名以上	1,160円

第3条(見舞金支払金額と支払条件)

(1)当社を通じて企画旅行にお申込みいただいたお客様が旅行参加前10日以内もしくは旅行行程中に以下のいずれかに該当した場合、お客様に旅行取消料または未経過旅行代金相当の見舞金をお支払いします。(上限:3万円)

- ①新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ②同行予約者が新型コロナウイルスに感染した場合

※未経過旅行代金の算出方法…

旅行代金÷旅行日数×旅行未経過日数

(2)旅行参加前10日以内に(1)①または②に該当した場合の見舞金の支払割合は旅行を取消した人数割合によって以下のとおり定めます。

- ①旅行参加者の半数以上が旅行を取消した場合…
キャンセル料金、未経過旅行代金の50%
(上限:3万円)
- ②旅行参加者の半数以下が旅行を取消した場合…
キャンセル料金、未経過旅行代金
(上限:3万円)

第4条(見舞金の請求)

(1)見舞金支払いの対象となるお客様は、第3条の事由が発生したときは、事由発生日から30日以内に事由の発生および状況を京王観光株式会社へ通知しなければなりません。

(2)お客様は、見舞金請求にあたり以下書類を前項の通知をした日から30日以内に以下の書類を提出しなければなりません。なお、当社がその他の関係書類が必要と判断した場合には、別途書類の提出を必要とします。

＜請求に必要な書類＞

- ①当社の定める旅行取消料請求書
- ②旅行をお申込みしたことが確認できる資料
- ③旅行の参加を取消、または旅行を中断したことが確認できる資料
- ④新型コロナウイルス感染症の発症が確認できる医師の診断書

第5条(見舞金のお支払いができない主な場合)

事故の発生が、直接であると間接であるとを問わず以下のような事象についてはお見舞金をお支払いいたしません。

- 給付対象者もしくは同行予約者の故意または重大な過失
- 給付対象者もしくは同行予約者が症状を訴えている場合であつてもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見(注)のないもの等

(注)医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第6条(見舞金の支払い)

お客様から提出された見舞金請求が本規定の必要な支払い条件を満たし、かつ、書類不備がなかった場合、以下のとおり、旅行取消料または未経過旅行代金相当の見舞金(上限:3万円)の支払いを行います。

- (1)請求書類を受領した月の翌々月末日までにお客様が指定された銀行口座に旅行取消料を振り込みます。
- (2)指定された口座に旅行取消料が振込不能となった場合は、書面による申し出をもって別口座への振込を行います。

※その他、詳しくは京王観光株式会社までお問合せください。

お問い合わせ・お申込み先